

住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業（通称：TOKYOチャレンジネット）について

1 目的

住居を喪失し、第2のセーフティーネットを利用できない、インターネットカフェや漫画喫茶等で寝泊りしながら不安定な就労に従事する者（以下、「住居喪失不安定就労者」という。）や離職者等に対して、サポートセンターを設置し、生活支援、居住支援、資金貸付及び厚生労働省等と連携した就労支援を実施することにより、自立した安定的な生活の促進を図る。

2 事業開始

○平成20年4月 住居喪失不安定就労者サポート事業として事業開始

○平成23年4月 住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業として再構築

3 対象者

【主な要件】

- 住居喪失不安定就労者、離職者等であって、サポート事業を行うことにより、自立した安定的な生活を営むことが期待できること。
- 都内での住民登録若しくは生活期間が直近6か月以上あること。
（※令和2年4月22日から当分の間、要件緩和中）
- 在学中でないこと。
- 活用できる資産等がないこと。
- 生活保護法に基づく保護の対象とならない者であること。
※資金貸付を受ける場合には、別途要件あり。

4 運営体制

- ・生活相談、居住支援 : 社会福祉法人 やまて福祉会
- ・就 労 支 援 : 東京ジョブステーション
- ・資 金 貸 付 : 社会福祉法人 やまて福祉会

<介護職支援コース>

- ・就 労 支 援 : 民間事業者委託
- ・資 金 貸 付 : 社会福祉法人 やまて福祉会

5 事業内容

○生活相談

- ・生活全般についての相談
- ・看護師等専門職員による健康相談
- ・借金問題等の法律相談
- ・ターミナル駅周辺を中心にした巡回相談、アフターフォロー活動

○居住相談・支援

- ・一時住宅の利用
- ・連携不動産業者からの民間賃貸物件情報の提供
- ・契約手続きの指導や助言、保証料など賃貸借契約への支援

○資金貸付

住宅資金（上限40万円）、生活資金（上限30万円）の無利子貸付

○就労支援

東京ジョブステーション（ハローワークを含む）による就職相談、カウンセリング、面接指導などの就職活動サポート、職業紹介

■介護職支援コース

上記「生活相談」・「居住相談・支援」のほか、以下の支援等を実施

○資格取得支援

介護職員初任者研修を無料で受講（サポートセンター内に研修講座を開

○資金貸付

生活資金（上限45万円）、就職等一時金（上限50万円）の無利子貸付

○就労支援 ★ 今回の公募事業

民間事業者委託による介護職への就労支援・職業紹介

<介護職支援コースの追加要件>

- 住居喪失状態又はそのおそれのある離職者であり、離職前に世帯の生計を維持していたこと。
- 都内職場において介護職として就職を目指す意欲があり、自立した安定的な生活を営める健康状態にあること。
- 目的を同じくする他の公的制度を利用していないこと。

住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業イメージ図

